# 令 和 2 年

舞鶴市議会6月定例会議案

第 36 号議案~第 50 号議案

令和2年5月29日提出

# 提 出 議 案 一 覧 表

議案番	号 件	名	掲載頁
第 36 号議 🤋	寒 専決処分の承認を求める (令和元年度舞鶴市一般	ることについて 会計補正予算(第 10 号))	1 専決書 別冊
第 37 号議 🤋	案 専決処分の承認を求める (舞鶴市市税条例の一部		3
第 38 号議 第	案 専決処分の承認を求める (舞鶴市介護保険条例の	らことについて 一部を改正する条例制定)	8
第 39 号議 3	案 専決処分の承認を求める (舞鶴市市税条例の一部		10
第 40 号議 9	専決処分の承認を求める 案 (舞鶴市後期高齢者医療 る条例制定)	ることについて に関する条例の一部を改正す	12
第 41 号議 第	令和2年度 舞鶴市一般会計補正予算	章(第4号)	別冊
第 42 号議 第	案 舞鶴市固定資産評価審認 る条例制定について	査委員会条例の一部を改正す	14
第 43 号議 第	案 舞鶴市市税条例等の一章 て	部を改正する条例制定につい	15
第 44 号議 9	案 舞鶴市消防団員等公務等 る条例制定について	災害補償条例の一部を改正す	25
第 45 号議 9	舞鶴市手数料条例の一部	部を改正する条例制定につい	27
第 46 号議 9	天   / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	等の設備及び運営に関する基 と改正する条例制定について	28
第 47 号議 9		設及び特定地域型保育事業の める条例の一部を改正する条	30
第 48 号議 9	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	育成事業の設備及び運営に関 の一部を改正する条例制定に	32
第 49 号議	案 和解について		33

第 50 号議案	市道路線の認定について	35
----------	-------------	----

# 第36号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和元年度舞鶴市一般会計補正予算(第10号)(専決第3号)

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

# 参考

地方自治法(昭和22年法律第67号) 抜 粋

# (長の専決処分)

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。
- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

#### (第4項 略)

# 第37号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第4号)

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第4号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、市議会を招集 する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正す る条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、 同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び 第 11 項」に改める。

第 54 条第 5 項中「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第 6 項中「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第 61 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に

改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条 第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16 条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合 に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を 加える。

2 前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

附則第7条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附 則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3 項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、 同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15 条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第 30 項第 2 号 | を「附則第 15 条第 27 項第 2 号 | に改め、同項を同条第 6 項とし、同 条第8項中 「附則第15条第30項第3号」を 「附則第15条第27項第3号」 に改め、 同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15 条第 28 項第 1 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附則第 15 条第 28 項第 2 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同 条第 11 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に 改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条 第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 11 項 とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、

同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項を削り、同条第 18 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 20 項を同条第 17 項とする。

附則第10条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税 法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産 税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び附則第8項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則 第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定 資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則 第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税について は、なお従前の例による。

# 第38号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定(専決第5号)

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第5号

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、市議会を招集 する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市介護保険条例の一部を改 正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「21,410円」を「16,470円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「21,410円」を「16,470円」に、「31,290円」を「23,060円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「21,410円」を「16,470円」に、「41,170円」を「39,520円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
  - (適用区分)
- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和2年度分以後の保険料について適 用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 第39号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第10号)

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 10 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、市議会を招集 する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正す る条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「法附則第15条から第15条の3の2までの」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に改め、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第7条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条の条例で定める割合は、零とする。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第20条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 第 40 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定(専決第11号)

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 11 号

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、市議会を招集 する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 舞鶴市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第8項から第13項までの規定による傷病手当金の支給に 係る申請書の提出の受付

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 第 42 号議案

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

#### 舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第45号)の一部を次のように 改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第8条第4項中「関係者」の右に「(審査申出人及び市長を除く。)」を加える。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用する 法律の題名及び条項を改めたいので提案する。

#### 第 43 号議案

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例 (舞鶴市市税条例の一部改正)

第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、 ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に改め、 同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」 を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条 第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不 明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみな して、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。 この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その 旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

- 第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び 次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過 した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならな い。
  - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との 関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっ ては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
  - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋 補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における 当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所 有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。 第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の右に「(同項ただし書に規定する 葉巻たばこを除く。)」を加える。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の

平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第2条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第5条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第7条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第7条の2中第18項を第20項とし、第17項を第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7条の2中第16項を第17項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、 第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条、第9条及び第12条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第14条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。 附則第14条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第 3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第7条の2第20項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。 附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する ための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する 指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小 により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求 する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合 には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 35 条の 2 の 2 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 22 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染 症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

第3条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に、「延長の」を「延長が」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 23 条第 3 項中「規定する収益事業」の右に「(以下この項及び第 30 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)」を加え、「第 30 条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第 48 条第 1 項中「第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第 31 項、第 34 項及び第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「第 9 項、第 10 項及び第 12 項」に、「第 4 項、第 19 項及び第 23 項」を「第 31 項及び第 35 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」に、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 36 項」に改め、同条第 3 項中「第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第

68条の93の3第4項及び第10項 を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、 「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第 321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321 条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33 項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条 第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、 「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第 321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同 条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「第 321 条の 8 第 52 項」に、「同条第 42 項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項 とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」 に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第 75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同 条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項 前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」 に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」 を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同 項を同条第16項とする。

第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「(同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に

係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」 に改める。

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、舞鶴市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例第13条の2第1項の改正規定中「第13条の2第1項」を「附則第13条の2第1項」に改める。

附則第1項第1号中「附則第6項及び第7項」を「附則第5項及び第6項」に改め、 同項第3号を次のように改める。

#### (3) 削除

附則第1項第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「附則第8項」 を「附則第7項」に改める。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中舞鶴市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条 第4項の改正規定並びに附則第10項の規定 令和2年10月1日
  - (2) 第1条中舞鶴市市税条例第24条第1項第2号、第33条の3及び第36条の2第1項た だし書の改正規定並びに同条例附則第2条の2、第2条の2の2第1項、第14条第1 項及び第14条の2第3項の改正規定並びに第2条及び次項から附則第4項までの規 定 令和3年1月1日
  - (3) 第3条中舞鶴市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第11項の規定 令和3年10月1日

(4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第5項及び第6項の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)附則第2 条の2の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金 について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によ る。

(市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第33条の3及び第36条の2第1項 の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分 までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の 規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地 震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律 第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11 号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法 第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るも のを除く。)」とする。
- 5 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中法人の市 民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において 「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法 律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限 る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項におい て「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項におい て「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に 開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 6 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下

この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)

- 7 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 10 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉 巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のよう に改正する。

附則第12項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。 附則第23項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第24項の表附則第15項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」 に改め、同表附則第16項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め る。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

13 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5項及び第14項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第15項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2 年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

14 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第28号)の一部を次のよう に改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

15 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第37号)の一部を次のよう に改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

16 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。 附則第14項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。 附則第15項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。 附則第16項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。 附則第17項及び第18項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。 附則第20項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。 附則第21項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。 附則第22項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。 附則第23項及び第24項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

17 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成31年条例第23号)の一部を次のよう に改正する。

附則第1項ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第6項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第7項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

# 提案理由

地方税法の改正に伴い、市民税における未婚のひとり親に対する措置、固定資産税における所有者不明土地等に係る使用者へのみなし課税の措置及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特例措置について定める等所要の改正を行いたいので提案する。

#### 第44号議案

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

#### 舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように 改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項各号列記以外の部分及び第1号中「申し出」を「申出」に改め、 同項第2号及び同条第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め る。

附則第4条第7項各号列記以外の部分及び第1号中「申し出」を「申出」に改め、同項第2号及び同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「別表」を「別表(第5条関係)」に、「補償基礎額表(第5条関係)」を「補償基礎額表」に、「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に、「10,600円」を「10,670円」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日(以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に 規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由 の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同 条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以 下「傷病補償年金等」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生 じた損害補償(傷病補償年金等を除く。以下同じ。)及び適用日前に支給すべき事 由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によ る。

(内払)

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく損害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)及び旧条例の規定に基づく傷病補償年金等(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の補償基礎額を引き上げる等所要の改正を行いたいので提案する。

#### 第 45 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第 26 号を削り、同表第 27 号中「省令」を「行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、 特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)」に改め、同表中 第 28 号を第 27 号とし、第 29 号から第 58 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を削除する 等所要の改正を行いたいので提案する。

#### 第46号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

#### 舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条 例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第7条第5項中「前項」の右に「(同項第2号に該当する場合に限る。)」を加える。 第38条第4号中「場合」の右に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神 上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」 を加える。 附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 提案理由

関係省令の改正に伴い、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して引き続き教育又は保育の提供を行う連携施設に係る規定を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

#### 第47号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

#### 舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「特定教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設」を「の同号」とあるのは「」に改める。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定 地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認 定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地 域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保 育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよ う必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第42条第5項中「前項」の右に「(同項第2号に係る部分に限る。)」を加える。

第50条中「施設型給付費をいう。以下」を「施設型給付費をいう。以下同じ。)」に、「準用する第19条において」を「準用する第19条において同じ。)」に改める。 第51条第3項中「含む。)」と」の右に「、「同号」とあるのは「同項第3号」と」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

関係府令の改正に伴い、特定地域型保育の提供の終了に際して引き続き教育又は保育の提供を行う連携施設に係る規定を改める等所要の改正を行いたいので 提案する。

#### 第 48 号議案

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定について

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の右に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

関係省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に必要な研修について、中核市の長が実施するものを追加したいので提案する。

#### 第49号議案

和解について

市営住宅の防犯灯ポールの折損による負傷事故に関し、次のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

# 1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費等のうち50パーセント相当額(609,027円)及び慰謝料(100,800円)の合計額709,827円を、舞鶴市が相手方に支払う。

#### 2 事件の概要

相手方が防犯灯の電球の交換のため防犯灯ポールにはしごを掛けて作業を行っていたところ、市の管理瑕疵により損傷していた防犯灯ポールが折れ、はしごから転落した相手方が負傷した。

#### 3 発生年月日

令和2年1月6日

#### 4 発生場所

舞鶴市字森地内

市営住宅白鳥団地内

# 提案理由

市営住宅の防犯灯ポールの折損による負傷事故に関し、和解をしたいので提案する。

# 参 考

地方自治法(昭和22年法律第67号) 抜 粋

## (議決事件)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 (第1号から第11号まで 略)
  - (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号以下 略)

(第2項 略)

# 第50号議案

# 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和27年法律第180号) 第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路線名	起点及び終点		重要な経過地
行永 8 号線	舞鶴市字行永小字井関 1745 番 2	から	
11水 6 万脉	舞鶴市字行永小字井関 1739 番 1	まで	
東戸田井砂入 4 号線	舞鶴市字七日市小字砂入 438 番 11	から	
来广山开始八 4 <b>万</b> 禄	舞鶴市字七日市小字砂入 443 番 10	まで	

# 提案理由

行永地区ほか1地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

# 参考

道路法(昭和27年法律第180号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第3項以下略)